

様式第1-3

6木交協第 号
令和6年6月 日

国土交通大臣様

京都府木津川市木津南垣外110番地9
木津川市地域公共交通総合連携協議会
会長 (木津川市長) 谷口 雄一

地域間幹線系統確保維持計画認定申請書

地域間幹線系統確保維持計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて
申請します。

※本申請書に、別添の記載すべき事項を全て記した地域間幹線系統確保維持計
画を添付すること。

令和6年6月 日

(名称) 木津川市地域公共交通総合連携協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

木津川市は、京都府南部に位置する人口7万9千人の市で、宅地開発等により年々人口が増加している。

木津川市地域公共交通総合連携協議会では、平成21年3月に「木津川市地域公共交通総合連携計画」を策定、平成27年3月に、新たに「木津川市地域公共交通網形成計画」を策定、令和2年3月には「第2次木津川市地域公共交通網形成計画」を策定し、令和6年3月には「木津川市地域公共交通計画」を策定し、「みんなで創り、支え、育もう 木津川の地域公共交通」を基本理念に、地域公共交通が、市民や市を訪れる人たちの交流を支え、住み続けたいまち・訪れたいまちの実現を目指している。

加茂線は、加茂地域の中心拠点である加茂駅と、隣接する奈良市内の中心駅であるJR奈良駅、近鉄奈良駅を結ぶ路線定期運行路線である。路線沿線には、南加茂台、梅美台といった大規模な住宅団地が立地し、奈良市内や、加茂駅・奈良駅で鉄道に乗り継いで大阪方面へ向かう朝夕の通勤・通学利用を中心に、日中の時間帯における駅や駅周辺の公共施設・商業施設などへのアクセスとして不可欠な役割を担っている。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果**(1) 事業の目標**

- ①加茂線の年間乗車人数：50万人（令和4年度：45.5万人）
- ②加茂線の単純収支率：80%（令和4年度：78.5%）
- ③加茂線における市負担額：1,800万円

(木津川市地域公共交通計画P70～P72)

(2) 事業の効果

利用者数の増加により、収支を改善し、持続的で安定的な路線の維持をすることで、住民の移動手段が確保される。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

(1) 乗継利便性の向上

市内各地の移動や市外との移動の円滑化のため、鉄道との乗継を考慮したダイヤを検討し、必要に応じてダイヤ改正を実施する。

実施事業：鉄道との接続を考慮したダイヤ改正

実施主体：木津川市地域公共交通総合連携協議会、交通事業者

(2) 運転免許返納者、障がい者等に対する移動支援

運転免許返納者、障がい者、子ども・子育て世代等、公共交通を必要とされる方への移動支援策を実施し、公共交通を利用して快適に移動できる環境を創出する。

実施事業：65歳以上運転免許返納者へのコミュニティバス1日フリー乗車券またはICOCAカードの付与、障がいのある方への運賃割引やユニバーサルデザイン車両導入

実施主体：木津川市地域公共交通総合連携協議会、交通事業者

(3) 観光施設や観光路線との連携

公共交通を活用した周遊を促進するため、市内の観光施設や市外からの来訪者が主な利用者であるバス路線と連携し、市外からの来訪者等に対して公共交通利用を促す情報提供を行う。

実施事業：古寺巡礼バスの運行、観光施設へのアクセスサイン充実、観光路線バスと連携したPR、広域的な観光連携による利用促進

実施主体：木津川市地域公共交通総合連携協議会、交通事業者、観光団体

(4) 情報提供の充実

総合的・横断的な公共交通に係る情報提供の充実を図り、市広報・ホームページ・公共交通だより等、多様な媒体を活用し、積極的な広報に努めます。情報提供にあたっては、利用状況や運営実態等も公開し、公共交通が直面する問題意識を共有することにより、利用促進を図ります。

実施事業：きづがわ公共交通だよりの毎月発行、時刻表（のるなび）の作成、木津川市公共交通マップの作成

実施主体：木津川市地域公共交通総合連携協議会、交通事業者

(5) 利用機会の提供

日々の生活の中で公共交通を利用できるよう、様々なきっかけづくりを行います。利用機会がない方・少ない方には体験の場を提供し、乗継・周遊をされる利用者には1日フリー乗車券の案内・販売、さらに多分野との連携等により、利用促進を図ります。

実施事業：バス乗り方教室の実施、1日フリー乗車券の発行、公共交通利用促進イベントの実施

実施主体：木津川市地域公共交通総合連携協議会、交通事業者

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

表1のとおり。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

表2のとおり。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法	
利用者数や収支率について、数値指標によるモニタリング・評価を実施。 実績値の増減理由について精査し、今後の継続的な運行に活かす。	
7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>	
該当なし	
8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>	
該当なし	
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>	
<p>(1) 乗継利便性の向上 実施事業：鉄道との接続を考慮したダイヤ改正 実施主体：木津川市地域公共交通総合連携協議会、交通事業者 実施時期：令和6年10月～令和7年3月 ダイヤ改正の検討と実施</p> <p>(2) 運転免許返納者、障がい者等に対する移動支援 実施事業：65歳以上運転免許返納者へのコミュニティバス1日フリー乗車券またはICOCAカードの付与、障がいのある方への運賃割引やユニバーサルデザイン車両導入 実施主体：木津川市地域公共交通総合連携協議会、交通事業者 実施時期：令和6年10月～令和7年3月 取組内容の検討、実施</p> <p>(3) 観光施設や観光路線との連携 実施事業：古寺巡礼バスの運行、観光施設へのアクセスサイン充実、観光路線バスと連携したPR、広域的な観光連携による利用促進 実施主体：木津川市地域公共交通総合連携協議会、交通事業者、観光団体 実施時期：令和6年10月～令和7年3月 取組内容の検討、実施</p> <p>(4) 情報提供の充実 実施事業：きづがわ公共交通だよりの毎月発行、時刻表（のるなび）の作成、木津川市公共交通マップの作成 実施主体：木津川市地域公共交通総合連携協議会、交通事業者 実施時期：令和6年10月～令和7年3月 取組内容の検討、実施</p> <p>(5) 利用機会の提供 実施事業：バス乗り方教室の実施、1日フリー乗車券の発行、公共交通利用促進イベントの実施 実施主体：木津川市地域公共交通総合連携協議会、交通事業者 実施時期：令和6年10月～令和7年3月 取組内容の検討、実施</p>	

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】	該当なし
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	<p>(1) 事業の目標</p> <p>該当なし</p> <p>(2) 事業の効果</p> <p>該当なし</p>
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	<p>(1) 事業の目標</p> <p>該当なし</p> <p>(2) 事業の効果</p> <p>該当なし</p>
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

- | | |
|---------------------------|----------------------------|
| ・平成 20 年 5 月 28 日（第 1 回） | 協議会設立、事業内容について協議 |
| ・平成 21 年 3 月 11 日（第 6 回） | 木津川市地域公共交通総合連携計画について承認 |
| ・平成 27 年 3 月 12 日（第 29 回） | 木津川市地域公共交通網形成計画について承認 |
| ・令和 2 年 3 月 24 日（第 50 回） | 第 2 次木津川市地域公共交通網形成計画について承認 |
| ・令和 6 年 3 月 19 日（第 66 回） | 木津川市地域公共交通計画について承認 |
| ・令和 6 年 6 月 26 日（第 67 回） | 令和 7 年度地域幹線系統確保維持計画について承認 |

19. 利用者等の意見の反映状況

協議会規約に基づき、市民代表として利用者委員、公募委員、木津川市観光協会理事、加茂民生児童委員協議会会长及び木津川市老人クラブ連合会会长から参画いただいており、利用者等の意見を反映して本計画を策定している。

20. 奈良県・奈良市において補助系統を地域公共交通計画に位置付けていない理由

- ・奈良県・奈良市では、当該補助路線（加茂線）に、費用負担を行っていないため、地域公共交通計画には、補助系統として位置付けていない。

※本補助計画の内容については、令和 6 年 6 月 26 日開催「第 67 回木津川市地域公共交通総合連携協議会」にて、奈良県・奈良市からオブザーバーで参画いただき、確認済み。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 京都府木津川市木津南垣外 110 番地 9
(所 属) 木津川市役所 学研企画課
(氏 名) 井村 祐介
(電 話) 0774-75-1201
(e-mail) kikaku@city.kizugawa.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能ですが。(ただし、上記 2.・3. については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

7年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事 業に要する 国庫補助額 (千円)	特 例 措 置
京都府 (木津川市)	奈良交通株式会社	(4) 加茂線	10,175.0	
合 計			10,175	

(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付
2. 「特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。（記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」）

運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(令和7年度計画)

実態調査日:下記のとおり

運行系統						年間輸送実績					経常収益			経常費用			平均乗車密度算定				市町村による回数券購入等の有無	備考		
申請番号	運行系統名	起 点	主な経由地	終 点	キロ程(km)	運行回数(A)(回)	輸送人員(人)	1人平均乗車キロ(km)	輸送人キロ(人キロ)	運送収入(B)(円)	実車走行キロ(C)(km)	運送雑収(D)(円)	営業外収益(E)(円)	計(B)+(D)+(E)(円)	1系統当り経常費用(円)	運賃改定前の平均賃率	適用日数	運賃改定後の平均賃率	適用日数	平均賃率	平均乗車密度	輸送量		
木津川市第4号	梅谷高の原	JR奈良駅西口	梅美台五丁目	加茂駅(東口)	13.1	19.8	342,932	2.8	960,209.6	71,596,810	186,923.5	1,872,971	3,329,106	76,798,887	108,580,122	(73.35円×(1-10/110)×365日)+(85.29円×(1-10/110)×365日)+(85.93円×(1-10/110)×365日)-(75.94円×(1-10/110)×365日)÷1460日	72.83	5.2	102.9	有・無	R6.2.1運賃改定実施			
合 計							342,932		960,209.6	71,596,810	186,923.5	1,872,971.0	3,329,106.0	76,798,887	108,580,122						有・無			

[記載要領]

- この種類は、補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度の実績について、補助対象期間の末日現在における状況に応じて、運行系統ごとに作成すること(補助対象系統のみ記載すること)。
(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通確保維持計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る様式第1-5の添付を省略することができる。なお、様式第1-8に基づく申請については当該年度の実績について、補助対象期間の末日現在における状況に応じて、運行系統ごとに作成すること(補助対象系統のみ記載すること)。
- 申請番号は、生活交通確保維持計画認定申請書の申請番号と同一のものとすること。
- 起点及び終点は停留所名をもって記載し、主な経由地は他の運行系統と区別できる停留所名をもって記載し、キロ程は小数点以下第1位まで記載すること。
- 運行回数は、補助対象期間の前々年度(基準期間)における1日の平均を小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。なお1往復を運行回数1回とし、循環系統の場合は、1循環で運行回数1回とする。
- 1人平均乗車キロは、運行系統ごとに実態調査に基づいて記載すること。
- 輸送人キロは、輸送人員×1人平均乗車キロにより算出すること。
- 運送収入は、当該運行系統の補助対象期間の前々年度(基準期間)の運送収入について、原則して年1回以上実態調査を実施し、その結果により算出すること。また、実態調査日についても記載すること。
- 実車走行キロは、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 1系統当り経常費用は、補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用に当該系統の実車走行キロを乗じたものとする。
- 平均賃率は、停留所相互間総運賃額÷停留所相互間総キロにより銭単位まで算出すること(銭未満切捨て)。ただし、補助対象期間中の前々年度(基準期間)に運賃改定があった場合の当該運行系統の平均賃率は、表中の計算式により算出すること。なお、この場合において、スト及び積雪等の理由によりバスが運行されなかった日は適用日数から除くものとする。
- 平均乗車密度は(B)÷(C)÷(F)と連算し、その値について、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。
- 備考欄には、補助対象期間の前々年度(基準期間)中に運行回数の変更があった場合、ストライキ、積雪等の理由によりバスが運行されなかった期間があった場合又は運賃改定があった場合等特記すべき事項について、変更年月日又は期間及びその内容を記載すること。
- 各運行系統のキロ程、輸送人員、輸送人キロ、運送収入、実車走行キロ、運送雑収及び営業外収益の合計欄については必ず記載すること。
- 市町村による回数券購入等の有無は、運送収入に含まれるもの有無について記載すること。

運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(令和7年度計画)

実態調査日:下記のとおり

運行系統						年間輸送実績					経常収益			経常費用			平均乗車密度算定				市町村による回数券購入等の有無	備考			
申請番号	運行系統名	起 点	主な経由地	終 点	キロ程(km)	運行回数(A)(回)	輸送人員(人)	1人平均乗車キロ(km)	輸送人キロ(人キロ)	運送収入(B)(円)	実車走行キロ(C)(km)	運送雑収(D)(円)	営業外収益(E)(円)	計(B)+(D)+(E)(円)	1系統当り経常費用(円)	運賃改定前の平均賃率	適用日数	運賃改定後の平均賃率	適用日数	平均賃率	平均乗車密度	輸送量			
																(B)	(C) × (F)	(G)	(F)(円)	(G)(円)	(B)	(C) × (F)	(G)	(A) × (G)	
木津川市第4号	梅谷高の原	JR奈良駅西口	梅美台五丁目	加茂駅(東口)	13.1	19.8	342,932	2.8	960,209.6	71,596,810	186,923.5	1,872,971	3,329,106	76,798,887	108,580,122	$(73.35 \times (1-10/110) \times 365) + (85.29 \times (1-10/110) \times 365) + (85.93 \times (1-10/110) \times 365) - (75.94 \times (1-10/110) \times 365) \div 1460$	72.83	5.2	102.9	有・無	R6.2.1運賃改定実施				
合 計							342,932		960,209.6	71,596,810	186,923.5	1,872,971.0	3,329,106.0	76,798,887	108,580,122						有・無				

[記載要領]

- この種類は、補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度の実績について、補助対象期間の末日現在における状況に応じて、運行系統ごとに作成すること(補助対象系統のみ記載すること)。
(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通確保維持計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る様式第1-5の添付を省略することができる。なお、様式第1-8に基づく申請については当該年度の実績について、補助対象期間の末日現在における状況に応じて、運行系統ごとに作成すること(補助対象系統のみ記載すること)。
- 申請番号は、生活交通確保維持計画認定申請書の申請番号と同一のものとすること。
- 起点及び終点は停留所名をもって記載し、主な経由地は他の運行系統と区別できる停留所名をもって記載し、キロ程は小数点以下第1位まで記載すること。
- 運行回数は、補助対象期間の前々年度(基準期間)における1日の平均を小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。なお1往復を運行回数1回とし、循環系統の場合は、1循環で運行回数1回とする。
- 1人平均乗車キロは、運行系統ごとに実態調査に基づいて記載すること。
- 輸送人キロは、輸送人員×1人平均乗車キロにより算出すること。
- 運送収入は、当該運行系統の補助対象期間の前々年度(基準期間)の運送収入について、原則して年1回以上実態調査を実施し、その結果により算出すること。また、実態調査日についても記載すること。
- 実車走行キロは、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 1系統当り経常費用は、補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用に当該系統の実車走行キロを乗じたものとする。
- 平均賃率は、停留所相互間総運賃額÷停留所相互間総キロにより銭単位まで算出すること(銭未満切捨て)。ただし、補助対象期間中の前々年度(基準期間)に運賃改定があった場合の当該運行系統の平均賃率は、表中の計算式により算出すること。なお、この場合において、スト及び積雪等の理由によりバスが運行されなかった日は適用日数から除くものとする。
- 平均乗車密度は(B) ÷ (C) ÷ (F)と連算し、その値について、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。
- 備考欄には、補助対象期間の前々年度(基準期間)中に運行回数の変更があった場合、ストライキ、積雪等の理由によりバスが運行されなかった期間があった場合又は運賃改定があった場合等特記すべき事項について、変更年月日又は期間及びその内容を記載すること。
- 各運行系統のキロ程、輸送人員、輸送人キロ、運送収入、実車走行キロ、運送雑収及び営業外収益の合計欄については必ず記載すること。
- 市町村による回数券購入等の有無は、運送収入に含まれるもの有無について記載すること。

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名	奈良交通株式会社
------	----------

7年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間※) の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業					
	営業収益	7,682,206 千円	営業外収益	293,043 千円	経常収益(イ)	7,975,249 千円
	営業費用	9,507,967 千円	営業外費用	46,501 千円	経常費用(ロ)	9,554,468 千円
	営業損益	△ 1,825,761 千円	営業外損益	246,542 千円	経常損益	△ 1,579,219 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	km			経常収支率	83.47	%
16,448,052.0						

基準期間の前年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業					
	営業収益	7,109,161 千円	営業外収益	188,920 千円	経常収益(イ)	7,298,081 千円
	営業費用	8,823,504 千円	営業外費用	43,643 千円	経常費用(ロ)	8,867,147 千円
	営業損益	△ 1,714,343 千円	営業外損益	145,277 千円	経常損益	△ 1,569,066 千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ')	km			経常収支率	82.30	%
16,738,004.0						

基準期間の前々年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業					
	営業収益	6,444,406 千円	営業外収益	398,810 千円	経常収益(イ)	6,843,216 千円
	営業費用	8,537,208 千円	営業外費用	51,885 千円	経常費用(ロ)	8,589,093 千円
	営業損益	△ 2,092,802 千円	営業外損益	346,925 千円	経常損益	△ 1,745,877 千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ")	km			経常収支率	79.67	%
17,497,384.8						

(補助対象事業者の「基準期間※」を最終年度とする連続した過去3年間における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助プロック名	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ"÷ハ"=a	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ"÷ハ"=b	補助対象事業者の実車走 行キロ当たり経常費用 (基準期間) ロ"÷ハ"=c
京阪神	490円.87銭	529円.76銭	580円.88銭

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助プロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (a+b+c)/3=ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいすれか少ない 額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ=ト
京阪神	533円.83銭	554円.21銭	533円.83銭	484円.87銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特例措置	運行系統名	運行系統			計画運行回数	計画運行日数	計画平均乗車密度 ①=カッコ内 ②	計画輸送量 ①×②=③	系統キロ程 チ	地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程 オ	系統キロ程と 地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との 比率 オ÷チ=ク	補助プロック外 乗入部分のキロ程 リ	同一補助プロック 都道府県外乗入部分のキロ程 ヌ	他路線との競合部分に係るキロ程 ル	他路線との競合部分に係るキロ程 ル÷チ	補助プロック外乗入部分、同一補助プロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率 (チー(リ+ス+ル))÷チ=ヲ			
				起点	主な 経由地	終点															
京阪神	第4号		加茂	JR奈良駅西口	梅美台 五丁目	加茂駅(東口)	365	日	7,227.5 (19.8)	回	5.2	102.9 人	往 13.1 km 復 13.1 km	(平均) 13.1 km	往 km 復 km	(平均) km	% 4.9 km 4.9 km	往 km 復 km	(平均) km	% 0	62.59%
合計			1系統																		

補助ブロック名	申請番号	特例措置	計画外乗入部分及 同一補助プロック都道 府県外乗入部分以外の キロ程の 比率 (チー(リ+ス))÷チ=ヲ	計画実車走行 キロ	補助対象 経常費用 の見込額 ワ	経常収益 ヘ×ワ以下の額:カ (d+e+f)/3=ノ	基準期間の前々年度 実車走行キロ ヘ"'	基準期間の前年度 実車走行キロ ヘ"	基準期間 実車走行キロ ヘ"	補助対象系統 の実車走行キロ 当たり経常収益 ヤ"	経常収益 ヤ'	実車走行キロ ヤ'	補助対象系統 の実車走行キロ 当たり経常収益 ヤ"	経常収益 ヤ'	実車走行キロ ヤ'	補助対象系統 の実車走行キロ 当たり経常 収益 ヤ"÷ヤ=イ	ノ×ワ以上の額: ヨ	カ-ヨ=タ	カ×9/20=レ	ソ
京阪神	第4号		%	186,																

(1) 記載要領

1. 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
2. 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあっては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況(3千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。
3. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の来往バス事業を兼業している場合に限る。ただし、(1)運賃収入及び費用の比率は、昭和52年1月1日付の最終第338号、(2)乗客数は、(3)運賃収入による。
なお、(3)により会計を整理することができない特別の理由があるときは、(1)に報告し、(2)の承認を求める。
4. 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
5. 「補助プロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
6. 地域キロ当たり標準経常費用は、補助プロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
7. 申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助プロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
8. 「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合に「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2-5。ただし書きに該当する場合には「3」を記載すること。
9. 「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当たり計画運行回数又は平日1日当たり計画運行回数のいずれかを記載する。
10. 「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助プロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
11. 「同一補助プロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助プロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助プロックが異なる都道府県外乗入部分は(4)に記載すること。
12. 「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であって、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助プロック内区間(系統キロ程(チ)一補助プロック外乗入部分のキロ程(リ)同一補助プロック都道府県外乗入部分のキロ程(ス))に係るキロ程を記載すること。
13. 「補助プロック外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助プロック外乗入部分及び同一補助プロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
14. 「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助プロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助プロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
15. 「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
16. 「計画平均乗車密度が5人未満の路線」は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)をいう。
17. 「補助対象経費」の欄は、(ネ)(計画平均乗車密度が5人未満の路線)に記載がある場合は(ネ)の金額を記載し、記載がない場合は(ツ)の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額から左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額を控除して得た金額に(ク)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
18. 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の(ア)は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11/20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。
19. 基準期間の前年度と基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
20. 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
21. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。
(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)
22. 添付書類

 1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
 2. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る様式第1-5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限る)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1-5。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。

3. 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要

みなし 運行回数	平均運行回数	乗車密度
0	19.8	5.2

10,175.0

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

7年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事 業に要する 国庫補助額 (千円)	特 例 措 置
京都府 (木津川市)	奈良交通株式会社	(5) 加茂線	3,908.0	
合 計			3,908	

(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付
2. 「特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。（記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」）

運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(令和7年度計画)

実態調査日:下記のとおり

運行系統						年間輸送実績					経常収益			経常費用			平均乗車密度算定				市町村による回数券購入等の有無	備考			
申請番号	運行系統名	起 点	主な経由地	終 点	キロ程(km)	運行回数(A)(回)	輸送人員(人)	1人平均乗車キロ(km)	輸送人キロ(人キロ)	運送収入(B)(円)	実車走行キロ(C)(km)	運送雑収(D)(円)	営業外収益(E)(円)	計(B)+(D)+(E)(円)	1系統当り経常費用(円)	運賃改定前の平均賃率	適用日数	運賃改定後の平均賃率	適用日数	平均賃率	平均乗車密度	輸送量			
																(B)	(C) × (F)	(G)	(F)(円)	(G)(円)	(B)	(C) × (F)	(G)	(A) × (G)	
木津川市第5号	梅谷高の原	JR奈良駅西口	梅美台五丁目	加茂駅(東口)	13.1	19.8	342,932	2.8	960,209.6	71,596,810	186,923.5	1,872,971	3,329,106	76,798,887	108,580,122	$\frac{(73.35 \times (1-10/110) \times 365) + (85.29 \times (1-10/110) \times 365) + (85.93 \times (1-10/110) \times 365) - (75.94 \times (1-10/110) \times 365)}{1460}$	72.83	5.2	102.9	有・無	R6.2.1運賃改定実施				
合 計							342,932		960,209.6	71,596,810	186,923.5	1,872,971.0	3,329,106.0	76,798,887	108,580,122						有・無				

[記載要領]

- この種類は、補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度の実績について、補助対象期間の末日現在における状況に応じて、運行系統ごとに作成すること(補助対象系統のみ記載すること)。
(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通確保維持計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る様式第1-5の添付を省略することができる。なお、様式第1-8に基づく申請については当該年度の実績について、補助対象期間の末日現在における状況に応じて、運行系統ごとに作成すること(補助対象系統のみ記載すること)。
- 申請番号は、生活交通確保維持計画認定申請書の申請番号と同一のものとすること。
- 起点及び終点は停留所名をもって記載し、主な経由地は他の運行系統と区別できる停留所名をもって記載し、キロ程は小数点以下第1位まで記載すること。
- 運行回数は、補助対象期間の前々年度(基準期間)における1日の平均を小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。なお1往復を運行回数1回とし、循環系統の場合は、1循環で運行回数1回とする。
- 1人平均乗車キロは、運行系統ごとに実態調査に基づいて記載すること。
- 輸送人キロは、輸送人員×1人平均乗車キロにより算出すること。
- 運送収入は、当該運行系統の補助対象期間の前々年度(基準期間)の運送収入について、原則して年1回以上実態調査を実施し、その結果により算出すること。また、実態調査日についても記載すること。
- 実車走行キロは、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 1系統当り経常費用は、補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用に当該系統の実車走行キロを乗じたものとする。
- 平均賃率は、停留所相互間総運賃額÷停留所相互間総キロにより銭単位まで算出すること(銭未満切捨て)。ただし、補助対象期間中の前々年度(基準期間)に運賃改定があった場合の当該運行系統の平均賃率は、表中の計算式により算出すること。なお、この場合において、スト及び積雪等の理由によりバスが運行されなかった日は適用日数から除くものとする。
- 平均乗車密度は(B) ÷ (C) ÷ (F)と連算し、その値について、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。
- 備考欄には、補助対象期間の前々年度(基準期間)中に運行回数の変更があった場合、ストライキ、積雪等の理由によりバスが運行されなかった期間があった場合又は運賃改定があった場合等特記すべき事項について、変更年月日又は期間及びその内容を記載すること。
- 各運行系統のキロ程、輸送人員、輸送人キロ、運送収入、実車走行キロ、運送雑収及び営業外収益の合計欄については必ず記載すること。
- 市町村による回数券購入等の有無は、運送収入に含まれるもの有無について記載すること。

運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(令和5年度)

実態調査日:下記のとおり

運行系統						年間輸送実績					経常収益			経常費用			平均乗車密度算定				市町村による回数券購入等の有無	備考	
申請番号	運行系統名	起 点	主な経由地	終 点	キロ程(km)	運行回数(A)(回)	輸送人員(人)	1人平均乗車キロ(km)	輸送人キロ(人キロ)	運送収入(B)(円)	実車走行キロ(C)(km)	運送雑収(D)(円)	営業外収益(E)(円)	計(B)+(D)+(E)(円)	1系統当り経常費用(円)	運賃改定前の平均賃率	適用日数	運賃改定後の平均賃率	適用日数	平均賃率(F)(円)	平均乗車密度(B)(C)×(F)(G)	輸送量(A)×(G)	
木津川市第5号	梅谷高の原	JR奈良駅西口	梅美台五丁目	加茂駅(東口)	13.1	19.8	342,932	3.2	1,097,382.4	71,695,057	187,180.0	1,875,541	3,333,674	76,904,272	108,729,118	(64.04円×(1-10/110)×365日)+(74.46円×(1-10/110)×365日)+(74.97円×(1-10/110)×365日)+(66.21円×(1-10/110)×365日)	1460日	63.56	6.0	118.8	有・無		
合 計							342,932		1,097,382.4	71,695,057	187,180.0	1,875,541.0	3,333,674.0	76,904,272	108,729,118						有・無		

[記載要領]

- この種類は、補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度の実績について、補助対象期間の末日現在における状況に応じて、運行系統ごとに作成すること(補助対象系統のみ記載すること)。
(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通確保維持計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る様式第1-5の添付を省略することができる。なお、様式第1-8に基づく申請については当該年度の実績について、補助対象期間の末日現在における状況に応じて、運行系統ごとに作成すること(補助対象系統のみ記載すること)。
- 申請番号は、生活交通確保維持計画認定申請書の申請番号と同一のものとすること。
- 起点及び終点は停留所名をもって記載し、主な経由地は他の運行系統と区別できる停留所名をもって記載し、キロ程は小数点以下第1位まで記載すること。
- 運行回数は、補助対象期間の前々年度(基準期間)における1日の平均を小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。なお1往復を運行回数1回とし、循環系統の場合は、1循環で運行回数1回とする。
- 1人平均乗車キロは、運行系統ごとに実態調査に基づいて記載すること。
- 輸送人キロは、輸送人員×1人平均乗車キロにより算出すること。
- 運送収入は、当該運行系統の補助対象期間の前々年度(基準期間)の運送収入について、原則して年1回以上実態調査を実施し、その結果により算出すること。また、実態調査日についても記載すること。
- 実車走行キロは、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 1系統当り経常費用は、補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用に当該系統の実車走行キロを乗じたものとする。
- 平均賃率は、停留所相互間総運賃額÷停留所相互間総キロにより銭単位まで算出すること(銭未満切捨て)。ただし、補助対象期間中の前々年度(基準期間)に運賃改定があった場合の当該運行系統の平均賃率は、表中の計算式により算出すること。なお、この場合において、スト及び積雪等の理由によりバスが運行されなかった日は適用日数から除くものとする。
- 平均乗車密度は(B)÷(C)÷(F)と連算し、その値について、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。
- 備考欄には、補助対象期間の前々年度(基準期間)中に運行回数の変更があった場合、ストライキ、積雪等の理由によりバスが運行されなかった期間があった場合又は運賃改定があった場合等特記すべき事項について、変更年月日又は期間及びその内容を記載すること。
- 各運行系統のキロ程、輸送人員、輸送人キロ、運送収入、実車走行キロ、運送雑収及び営業外収益の合計欄については必ず記載すること。
- 市町村による回数券購入等の有無は、運送収入に含まれるもの有無について記載すること。

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名	奈良交通株式会社
------	----------

7年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間 [※])の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	7,682,206 千円	営業外収益	293,043 千円	経常収益(イ)	7,975,249 千円
	営業費用	9,507,967 千円	営業外費用	46,501 千円	経常費用(ロ)	9,554,468 千円
	営業損益	△ 1,825,761 千円	営業外損益	246,542 千円	経常損益	△ 1,579,219 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	km		経常収支率	83.47	%	
16,448,052.0						

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	7,109,161 千円	営業外収益	188,920 千円	経常収益(イ)	7,298,081 千円
	営業費用	8,823,504 千円	営業外費用	43,643 千円	経常費用(ロ)	8,867,147 千円
	営業損益	△ 1,714,343 千円	営業外損益	145,277 千円	経常損益	△ 1,569,066 千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ')	km		経常収支率	82.30	%	
16,738,004.0						

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	6,444,406 千円	営業外収益	398,810 千円	経常収益(イ)	6,843,216 千円
	営業費用	8,537,208 千円	営業外費用	51,885 千円	経常費用(ロ)	8,589,093 千円
	営業損益	△ 2,092,802 千円	営業外損益	346,925 千円	経常損益	△ 1,745,877 千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ")	km		経常収支率	79.67	%	
17,497,384.8						

(補助対象事業者の「基準期間[※]を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助プロック名	補助対象事業者の実車走行キロ	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度)	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度)	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間)
	当たり経常費用(基準期間の前々年度) □÷ハ"=a	キロ当たり経常費用(基準期間の前年度) □÷ハ"=b	キロ当たり経常費用(基準期間) □÷ハ"=c	
南近畿	490円.87銭	529円.76銭	580円.88銭	

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助プロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(a+b+c)/3=ニ	地域キロ当たり標準経常費用ホ	キロ当たり経常費用ニとホのいすれか少ない額ヘ	キロ当たり経常収益イ÷ハ=ト
	533円.83銭	471円.70銭	471円.70銭	484円.87銭
南近畿				

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助プロック名	申請番号	特例措置	運行系統名	運行系統			計画運行回数	計画運行日数	計画平均乗車密度 ①=カッコ内 ②=カッコ外 ③=カッコ内×カッコ外	計画輸送量 ①×②=③	系統キロ程 チ	地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程 オ	系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率 オ÷チ=ク	補助プロック外乗入部分のキロ程 リ	同一補助プロック外乗入部分のキロ程 ヌ	他路線との競合部分に係るキロ程 ル	他路線との競合部分に係るキロ程 ル÷チ	補助プロック外乗入部分、同一補助プロック外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率 (チー(リ+ス+ル))÷チ=ヲ			
				起点	主な経由地	終点															
南近畿 第5号			加茂	JR奈良駅西口	梅美台五丁目	加茂駅(東口)	365	日	7,227.5 (19.8)	回	5.2	102.9 人	往 13.1 km 復 13.1 km	(平均) 13.1 km	往 km 復 km	(平均) km	% 往 8.2 km 復 8.2 km	(平均) 8.2 km	往 km 復 km	(平均) km	% 0 37.404
合計			1系統																		

補助プロック名	申請番号	特例措置	計画外乗入部分及び同一補助プロック外乗入部分以外のキロ程の比率 (チー(リ+ス))÷チ=ヲ	計画実車走行キロ ワ	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ワ以下の額:カ (d+e+f)/3=ノ	基準期間の前々年度 ヤ"	基準期間の前年度 マ"	基準期間 ヤ'	補助対象系統のキロ当たり経常収益					補助対象系統の経常収益の見込額 ノ×ワ以上の額:ヨ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カ-ヨ=タ	補助対象経常費用の限度額 カ×9/20=レ	タ又はレのうちいすれか少ないほうの額
									基準期間の前々年度			基準期間の前年度		基準期間			
									経常収益	実車走行キロ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益	経常収益	実車走行キロ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益	経常収益	実車走行キロ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益
南近畿 第5号			%	186,923.5 km	88,17												

(1) 記載要領

1. 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
2. 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあっては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。
3. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス事業を乗乗している場合に運賃収益及び費用の配分は、昭和12年1月1日付け最終第338号、日旅第11号、日真第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求める。
4. 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
5. 「補助プロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
6. 地域キロ当たり標準経常費用は、補助プロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
7. 申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助プロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
8. 「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合に「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2-5。ただし書きに該当する場合には「3」を記載すること。
9. 「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当たり計画運行回数又は平日1日当たり計画運行回数のいずれかを記載する。
10. 「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助プロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
11. 「同一補助プロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助プロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助プロックが異なる都道府県外乗入部分は(リ)に記載すること。
12. 「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であって、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助プロック内区間(系統キロ程(チ)一補助プロック外乗入部分のキロ程(リ)同一補助プロック都道府県外乗入部分のキロ程(ス))に係るキロ程を記載すること。
13. 「補助プロック外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助プロック外乗入部分及び同一補助プロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
14. 「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助プロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助プロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
15. 「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
16. 「計画平均乗車密度が5人未満の路線」は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)をいう。
17. 「補助対象経費」の欄は、(ネ)(計画平均乗車密度が5人未満の路線)に記載がある場合は(ネ)の金額を記載し、記載がない場合は(ツ)の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額から左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額を控除して得た金額に(ク)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
18. 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の(リ)は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11/20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。
19. 基準期間の前年度と基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
20. 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
21. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。
(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)
22. 添付書類
1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
2. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る様式第1-5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限る)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1-5。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
3. 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要

みなし 運行回数	平均運行回数	乗車密度
0	19.8	5.2

3,908.0

○令和7年度地域間幹線系統の他系統との競合状況について(令和4年10月1日～令和5年9月30日実績に基づく令和6年10月1日～令和7年9月30日見込)

1. 加茂線と佐保山線

申請番号	路線名	運行系統	キロ 程	競合の状況(黄色塗部分は50%以上)			競合運行系統	計画運行回数					計画 輸送量	計画輸送量(黄色塗部分は150人以上)				経費カット の有無	
				区間		キロ 程		平日	土曜	日祝	平均	密度		人	人	人	人		
				km	km			回	回	回	回	人		人	人	人	人		
	加茂線	JR奈良駅西口～梅美台五丁目～加茂駅	km 13.1	JR奈良駅西口～奈保山御陵	km 3.9	% 29.8	JR奈良駅西口～佐保台三丁目～高の原駅 JR奈良駅西口～佐保台三丁目～平城山駅東口	回 31.5 1.5	回 17.0 1.0	回 17.0 1.0	回 26.5 1.3	人 4.7 3.7	人 124.5 4.8	人 111.3	人 129.3	人 240.6 240.6	人 無		

2. 加茂線と加茂線(補助対象外)

申請番号	路線名	運行系統	キロ 程	競合の状況(黄色塗部分は50%以上)			競合運行系統	計画運行回数					計画 輸送量	計画輸送量(黄色塗部分は150人以上)				経費カット の有無	
				区間		キロ 程		平日	土曜	日祝	平均	密度		人	人	人	人		
				km	km			回	回	回	回	人		人	人	人	人		
	加茂線	JR奈良駅西口～梅美台五丁目～加茂駅	km 13.1	JR奈良駅西口～梅美台西	km 5.1	% 38.9	JR奈良駅西口～梅美台二丁目～JR奈良駅 JR奈良駅西口～梅美台二丁目～関西光科学研究所 JR奈良駅西口～梅美台二丁目～南加茂台五丁目 梅美台二丁目～梅美台五丁目～JR奈良駅西口	回 12 0 0 1.0	回 8 0.5 0.5 0.5	回 8 0.5 0.5 0.5	回 10.6 0.1 0.1 0.8	人 10.1 2.7 2.3 9.2	人 107.0 0.2 0.2 7.3	人 111.3	人 114.7	人 226.0 226.0	人 無		

普通旅客運賃および新旧運賃対照表

整理番号 2053

加茂 線 J R 奈良駅西口

(梅美台五丁目 経由)

加茂駅 間

1

区分	現行	改定
基準運賃	50円 00銭 (消費税5%込み)	50円 00銭 (消費税5%込み)
平均運賃	62円 43銭	64円 04銭

新設区界停留所	○
廃止区界停留所	▲

欄内の区分

上限運賃 (改定)
上限運賃 (現行)
実施運賃 (改定)
実施運賃 (現行)
換算料
料

種別	区間	割増率	新廃の別
割増			

区界停留所	指定停留所	キロ程	新廃の別
梅美台五丁目	梅美台三丁目	0.7	既設
脇田	高田東口	0.2	既設
南加茂台五丁目	京内橋	0.5	既設
南加茂台五丁目	塚穴公園	0.3	既設

備考

消費税転嫁の方法

* 合計 *	23440	190	400	630	890	1380	1750	2260	2830	3290	4100	5720
	22770	190	390	620	870	1340	1700	2190	2760	3200	3960	5550
	20000	190	400	610	860	1340	1700	2010	2310	2720	3420	4440
	19500	190	390	600	840	1300	1650	1960	2260	2660	3320	4330
	312.3	0.9	2.7	5.4	7.8	16.3	20.5	28.9	37.7	44.0	57.0	91.1
					64.04							
					58.21							

普通旅客運賃および新旧運賃対照表

整理番号 2048

加茂 線 J R 奈良駅西口

(浄瑠璃寺 経由)

加茂興

間

区分	現行	改定
基準賃率	50円 00銭 (消費税5%込み)	50円 00銭 (消費税5%込み)
平均賃率	71円 58銭	73円 38銭

新設区界停留所	○
廃止区界停留所	▲

欄内の区

上限運賃 (改定)
上限運賃 (現行)
実施運賃 (改定)
実施運賃 (現行)
換算料

種別	区間	割増率	新廃の別
割増			

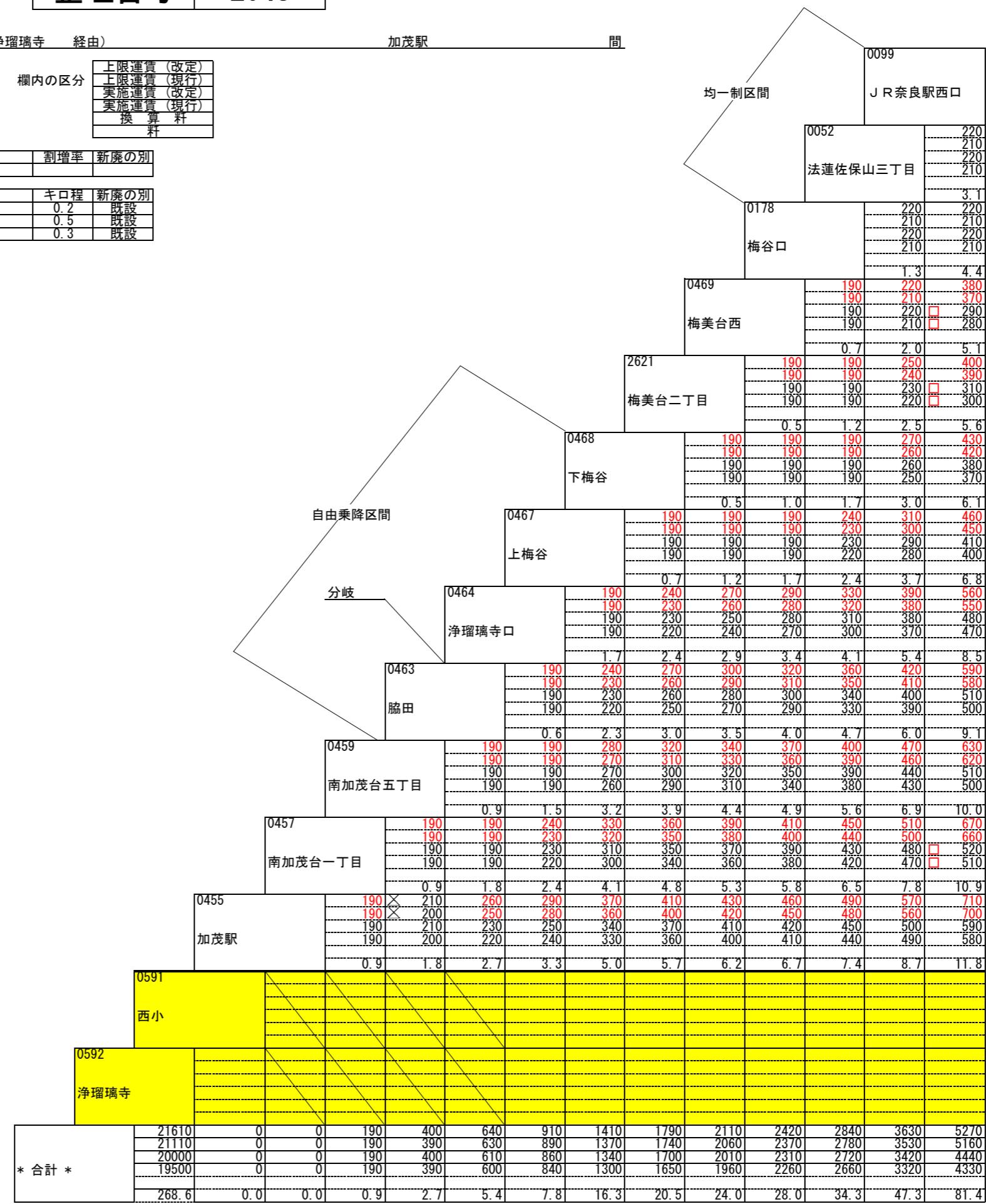
区界停留所	指定停留所	キロ程	新廃の別
脇田	高田東口	0.2	既設
南加茂台五丁目	京内橋	0.5	既設
南加茂台五丁目	塚穴公園	0.3	既設

備考

消費税転嫁の方法

現行上限運賃に110/108を乗じて改定上限運賃を算出する。

現行上限運賃均一制210円および対キロ区間制200円～260円は、10円調整して均一制220円および対キロ区間制210円～270円とする。



74.46
67.69

普通旅客運賃および新旧運賃対照表

整理番号 2048

3

加茂 線 JR奈良駅西口

(浄瑠璃寺 経由)

加茂駅 間

区分	現行	改定
基準賃率	50円 00銭 (消費税5%込み)	50円 00銭 (消費税5%込み)
平均賃率	71円 58銭	73円 38銭

新設区界停留所	○
廃止区界停留所	▲

欄内の区分

上限運賃 (改定)
上限運賃 (現行)
実施運賃 (改定)
実施運賃 (現行)
換算料
料

種別	区間	割増率	新廃の別
割増			

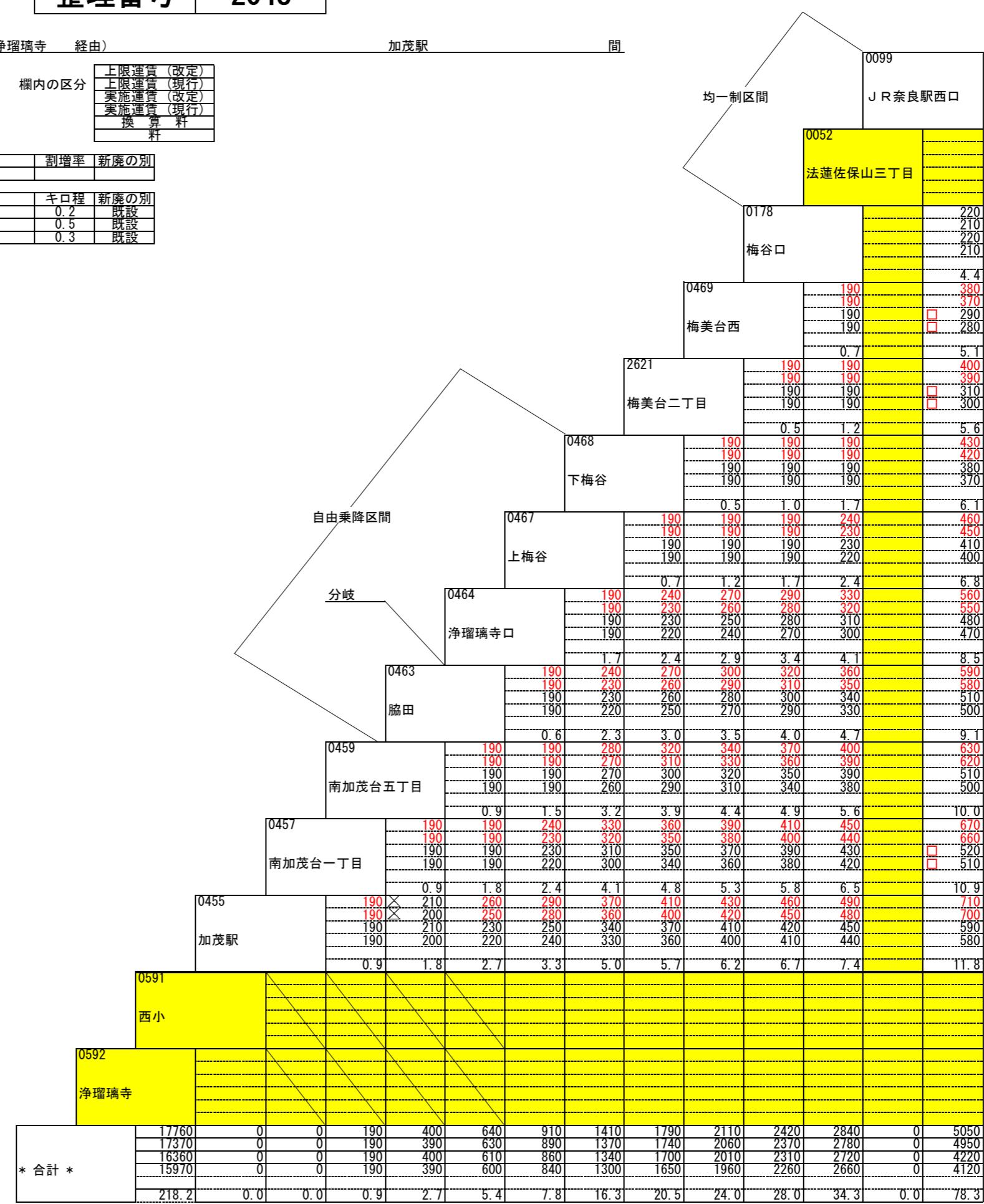
区界停留所	指定停留所	キロ程	新廃の別
脇田	高田東口	0.2	既設
南加茂台五丁目	京内橋	0.5	既設
南加茂台五丁目	塚六公園	0.3	既設

備考

消費税転嫁の方法

現行上限運賃に110/108を乗じて改定上限運賃を算出する。

現行上限運賃均一制210円および対キロ区間制200円~260円は、
10円調整して均一制220円および対キロ区間制210円~270円とする。



74.98
68.16

普通旅客運賃および新旧運賃対照表

整理番号 2053

加茂 線 J R 奈良駅西口

(梅美台五丁目 経由)

加茂駅 間

区分	現行	改定
基準賃率	50円 00銭 (消費税5%込み)	50円 00銭 (消費税5%込み)
平均賃率	62円 43銭	64円 04銭

新設区界停留所	○
廃止区界停留所	▲

欄内の区分	上限運賃 (改定)
	上限運賃 (現行)
	実施運賃 (改定)
	実施運賃 (現行)
	換算料

種別	区間	割増率	新廃の別
割増			

区界停留所	指定停留所	キロ程	新廃の別
梅美台五丁目	梅美台三丁目	0.7	既設
脇田	高田東口	0.2	既設
南加茂台五丁目	京内橋	0.5	既設
南加茂台五丁目	塚穴公園	0.3	既設

備考

関連運賃整理番号 2048

消費税転嫁の方法

現行上限運賃に110/108を乗じて改定上限運賃を算出する。

現行上限運賃均一制210円および対キロ区間制200円～260円は、
10円調整して均一制220円および対キロ区間制210円～270円とする。

* 合計 *	14,970	0	0	190	380	710	1020	1410	1880	2240	2910	4230
	14,610	0	0	190	380	690	990	1370	1830	2190	2830	4140
	12,580	0	0	190	380	690	980	1230	1500	1840	2440	3330
	12,260	0	0	190	380	670	950	1200	1470	1800	2360	3240
	190	0.0	0.0	0.9	2.1	7.2	10.0	16.0	22.6	27.5	37.9	65.8

66.21
60.19

普通旅客運賃および新旧運賃対照表

整理番号 2053

加茂 線 J R 奈良駅西口

(梅美台五丁目 経由)

加茂駅

区分	現行	改定
基準賃率	50円 00銭 (消費税5%込み)	59円 80銭
平均賃率	64円 04銭	73円 35銭

新設区界停留所
廃止区界停留所

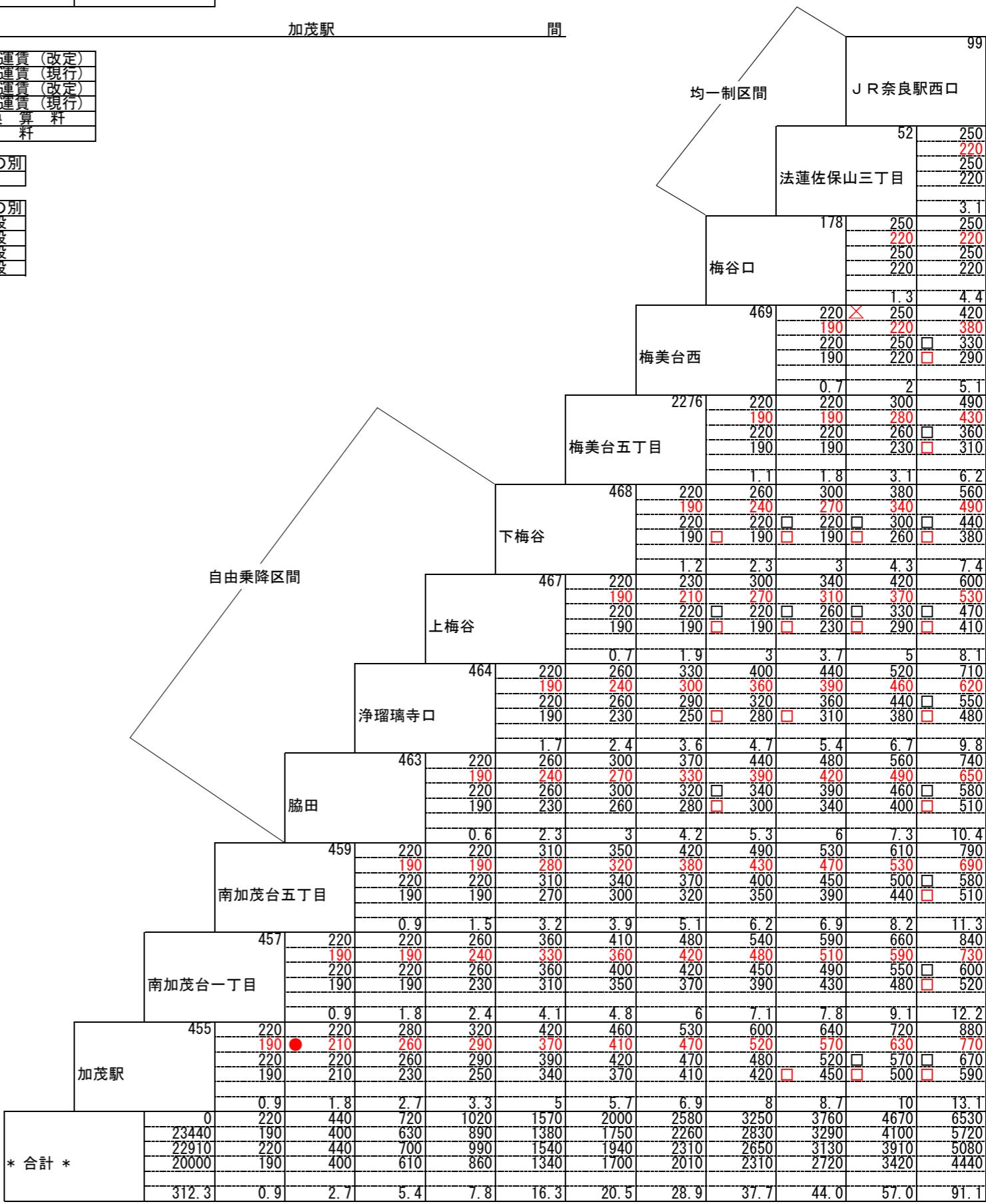
欄内の区分

種別	区間	割増率	新廃の別
割増			

区界停留所	指定停留所	キロ程	新廃の別
梅美台五丁目	梅美台三丁目	0.1	既設
脇田	高田東口	0.2	既設
南加茂台五丁目	京内橋	0.5	既設
南加茂台五丁目	塚穴公園	0.3	既設

備考

関連運賃整理番号 2048



73.35
66.68

普通旅客運賃および新旧運賃対照表

整理番号 2048

2

加茂 線 J R 奈良駅西口

(浄瑠璃寺 経由)

加茂駅 間

区分	現行	改定
基準賃率	50円 00銭 (消費税5%込み)	59円 80銭
平均賃率	73円 38銭	83円 94銭

新設区界停留所 ○
廃止区界停留所 ▲

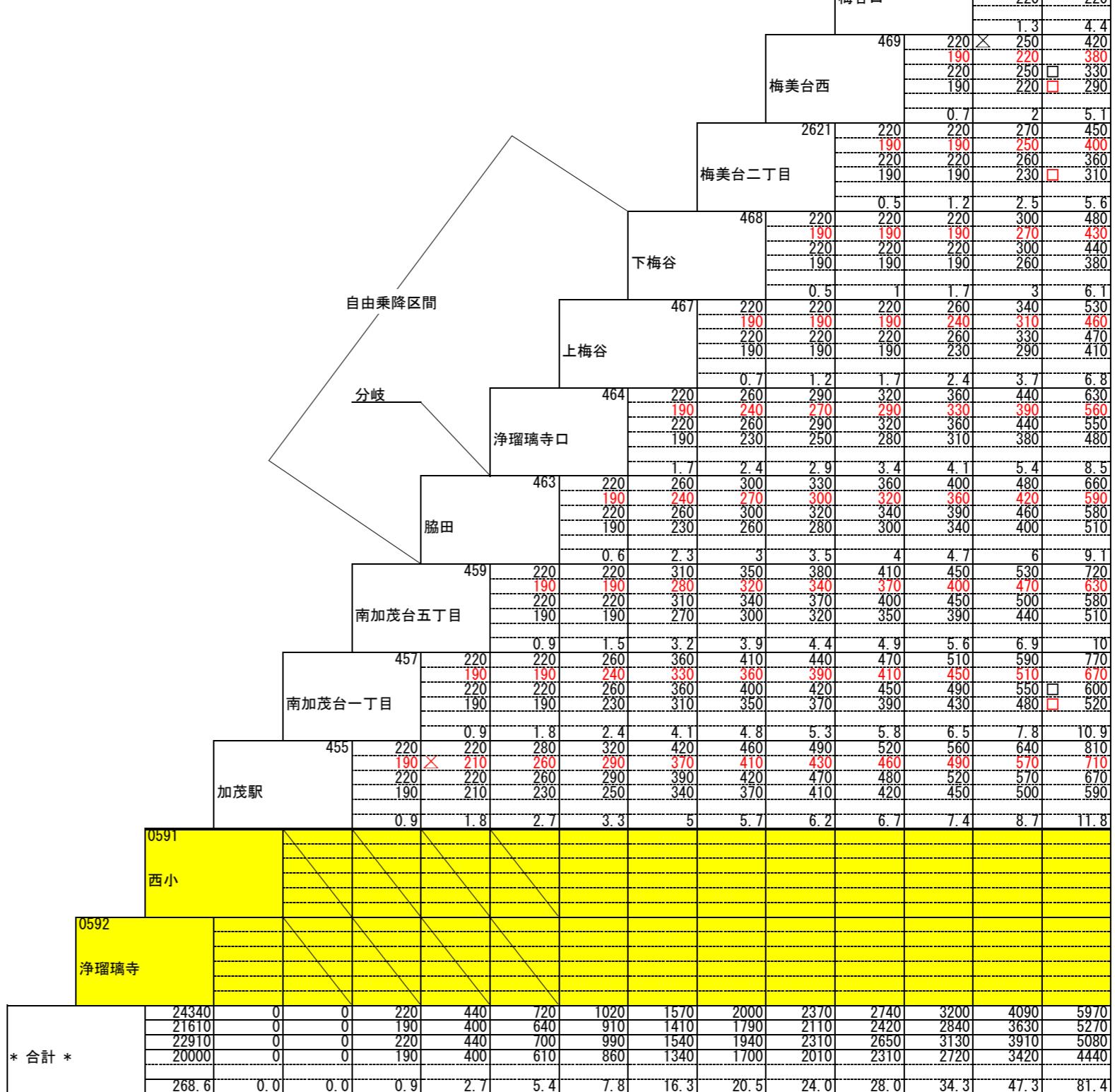
欄内の区分

上限運賃 (改定)
上限運賃 (現行)
実施運賃 (改定)
実施運賃 (現行)
換算料 料

種別	区間	割増率	新廃の別
割増			

区界停留所	指定停留所	キロ程	新廃の別
脇田	高田東口	0.2	既設
南加茂台五丁目	京内橋	0.5	既設
南加茂台五丁目	塚穴公園	0.3	既設

備考



85.29
77.53

普通旅客運賃および新旧運賃対照表

整理番号 2048

3

加茂 線 J R 奈良駅西口

(浄瑠璃寺 経由)

加茂駅 間

区分	現行	改定
基準賃率	50円 00銭 (消費税5%込み)	59円 80銭
平均賃率	73円 38銭	83円 94銭

新設区界停留所 ○
廃止区界停留所 ▲

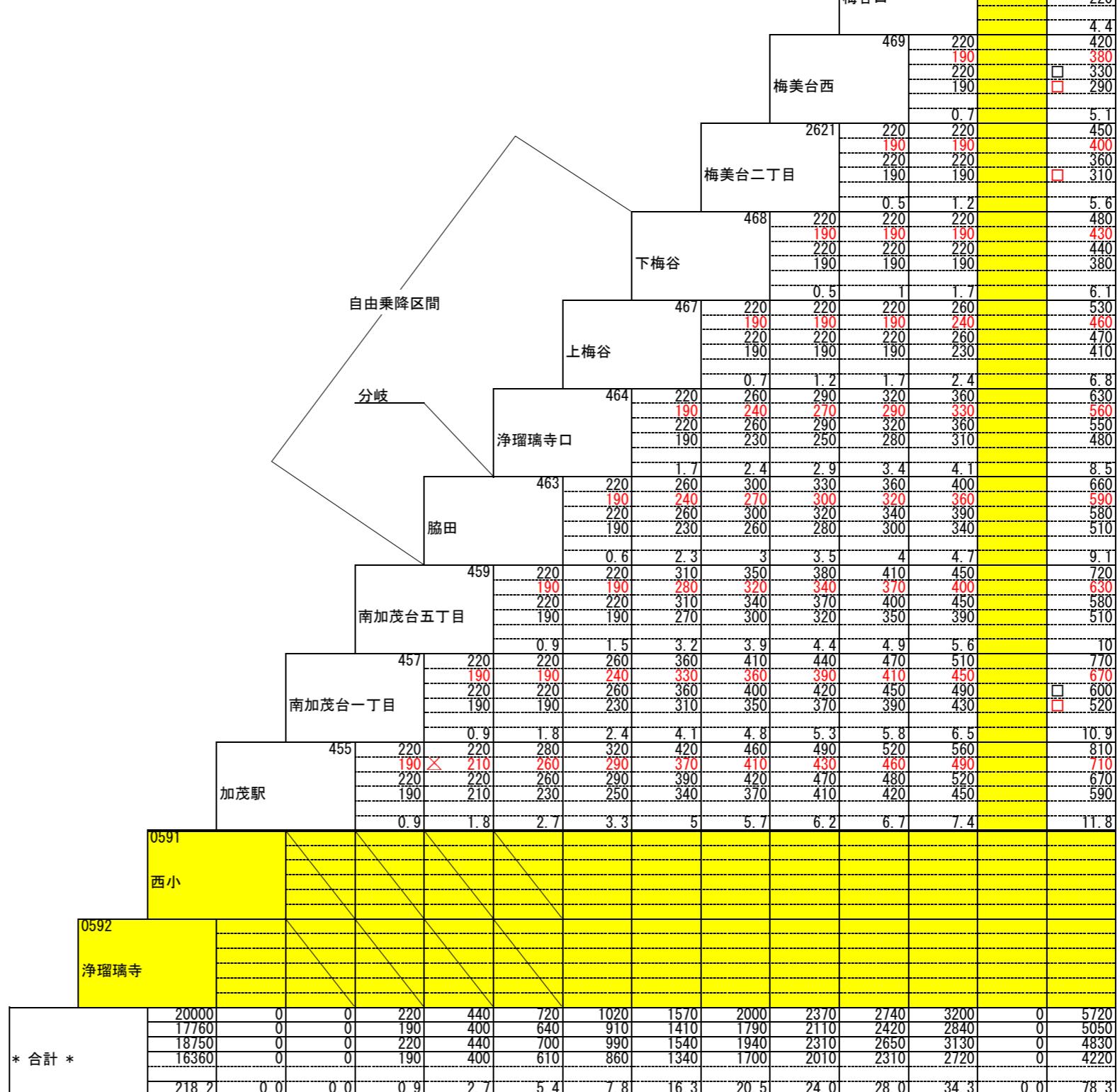
欄内の区分

上限運賃 (改定)
上限運賃 (現行)
実施運賃 (改定)
実施運賃 (現行)
換算料 料

種別	区間	割増率	新廢の別
割増			

区界停留所	指定停留所	キロ程	新廢の別
脇田	高田東口	0.2	既設
南加茂台五丁目	京内橋	0.5	既設
南加茂台五丁目	塚穴公園	0.3	既設

備考



85.93
78.11

普通旅客運賃および新旧運賃対照表

整理番号 2053

加茂 線 J R 奈良駅西口

(梅美台五丁目 経由)

加茂駅 間

4

区分	現行	改定
基準賃率	50円 00銭 (消費税5%込み)	59円 80銭
平均賃率	64円 04銭	73円 35銭

新設区界停留所	○
廃止区界停留所	▲

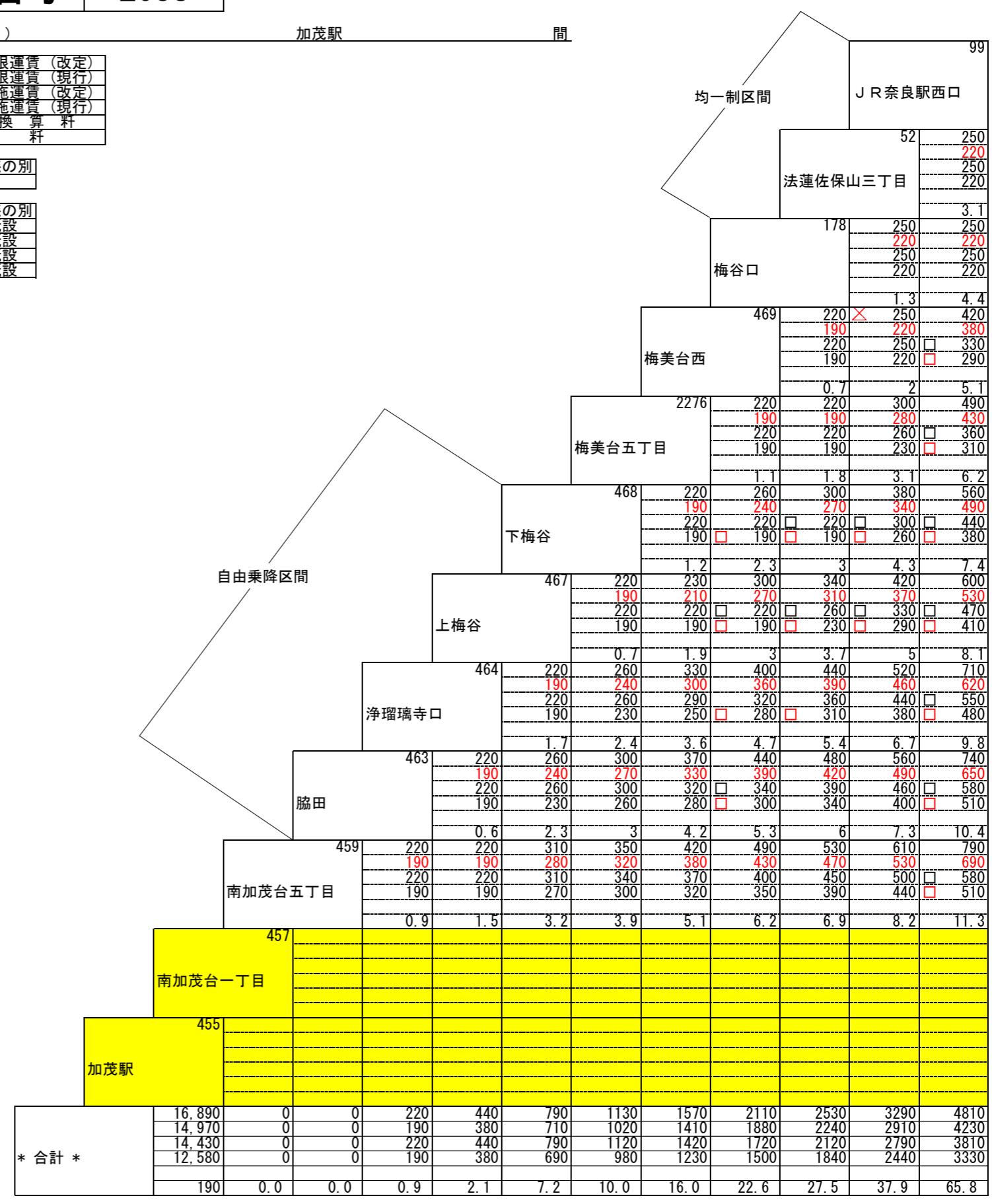
欄内の区分	上限運賃 (改定)
	上限運賃 (現行)
	実施運賃 (改定)
	実施運賃 (現行)
	換算料

種別	区間	割増率	新廃の別
割増			

区界停留所	指定停留所	キロ程	新廃の別
梅美台五丁目	梅美台三丁目	0.7	既設
脇田	高田東口	0.2	既設
南加茂台五丁目	京内橋	0.5	既設
南加茂台五丁目	塚穴公園	0.3	既設

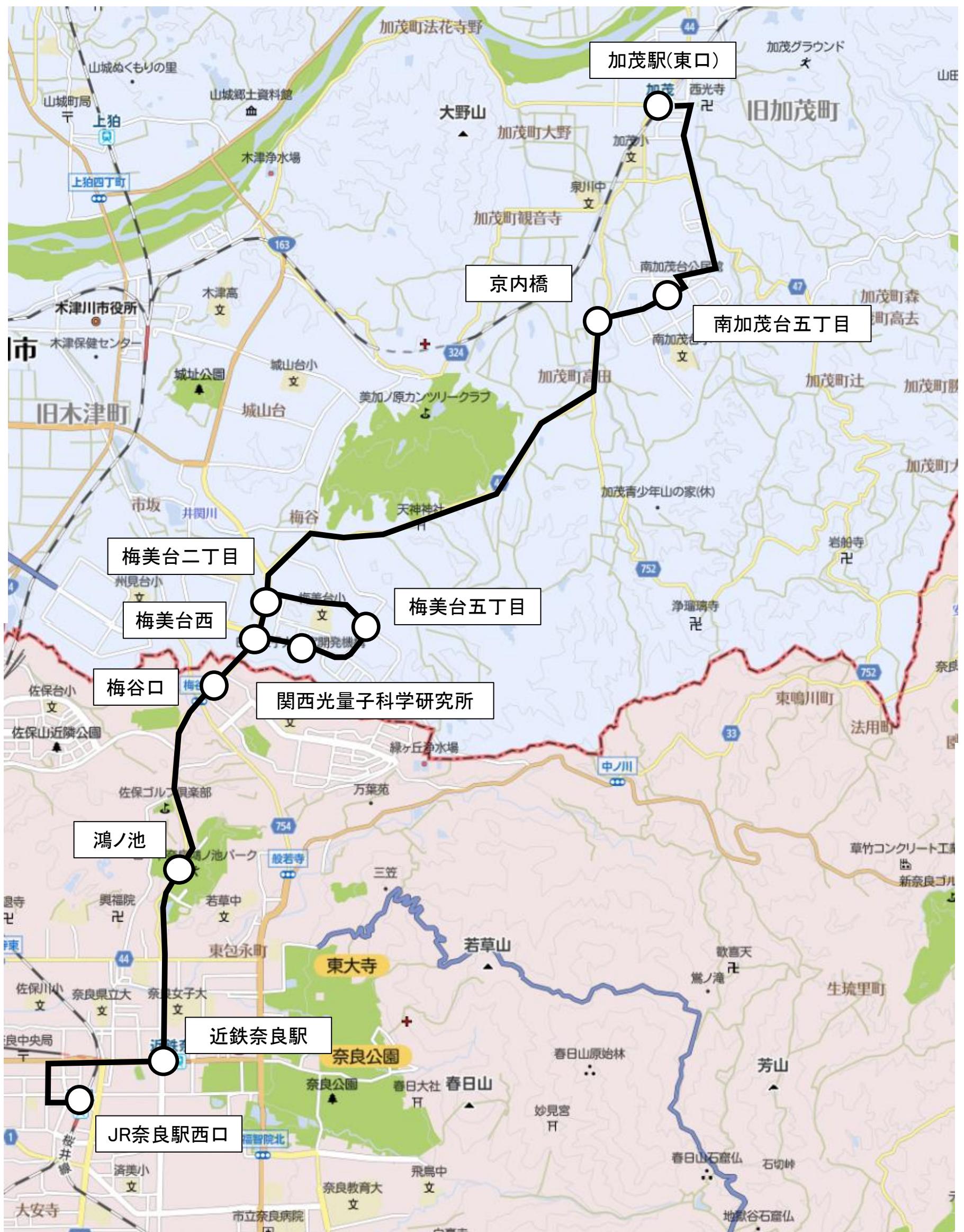
備考

関連運賃整理番号 2048



75.94
69.03

路線図



停留所の名称・位置および区間キロ程

加茂線

JR奈良駅西口～梅美台五丁目～加茂駅東口系統

停留所名	位置	区間 キロ程 (km)	既設 の別 新設	停留所土 地所有者 名等	停留所 物件所 有者名
JR奈良駅西口	既認可のとおり	0.5	既設		
大宮町一丁目	既認可のとおり	0.3	既設		
油阪船橋商店街	既認可のとおり	(往)0.5 (復)0.45	既設		
近鉄奈良駅	既認可のとおり	(往)0.2 (復)0.25	既設		
内侍原町	既認可のとおり	0.3	既設		
佐保橋	既認可のとおり	0.2	既設		
法蓮仲町	既認可のとおり	0.4	既設		
鴻ノ池	既認可のとおり	0.3	既設		
市営球場	既認可のとおり	0.4	既設		
法蓮佐保山三丁目	既認可のとおり	0.4	既設		
奈保町	既認可のとおり	0.4	既設		
奈保山御陵	既認可のとおり	0.4	既設		
奈良阪町北	既認可のとおり	0.1	既設		
梅谷口	既認可のとおり	0.7	既設		
梅美台西	既認可のとおり	0.3	既設		
関西光量子科学研究所	既認可のとおり	0.25	既設		
梅美台小学校	既認可のとおり	0.25	既設		
梅美台七丁目	既認可のとおり	0.3	既設		
梅美台五丁目	既認可のとおり	0.7	既設		
梅美台三丁目	既認可のとおり	0.5	既設		
下梅谷	既認可のとおり	0.4	既設		
宮ノ町	既認可のとおり	0.3	既設		
上梅谷	既認可のとおり	0.7	既設		
鶴原	既認可のとおり	0.4	既設		
高田西口	既認可のとおり	0.3	既設		
大木屋	既認可のとおり	0.3	既設		
浄瑠璃寺口	既認可のとおり	0.6	既設		
脇田	既認可のとおり	0.2	既設		
高田東口	既認可のとおり	0.2	既設		
京内橋	既認可のとおり	0.2	既設		
塚穴公園	既認可のとおり	0.3	既設		
南加茂台五丁目	既認可のとおり	0.5	既設		
南加茂台二丁目	既認可のとおり	0.4	既設		
南加茂台一丁目	既認可のとおり	0.6	既設		
加茂草畠	既認可のとおり	0.3	既設		
加茂駅(東口)	既認可のとおり		既設		
合 計		(往)13.10 (復)13.10			29

停留所の名称・位置および区間キロ程

加茂線

JR奈良駅西口～梅美台二丁目～加茂駅東口系統

停留所名	位置	区間 キロ程 (km)	既設 の別 新設	停留所土 地所有者 名等	停留所 物件所 有者名
JR奈良駅西口	既認可のとおり	0.5	既設		
大宮町一丁目	既認可のとおり	0.3	既設		
油阪船橋商店街	既認可のとおり	(往)0.5 (復)0.45	既設		
近鉄奈良駅	既認可のとおり	(往)0.2 (復)0.25	既設		
内侍原町	既認可のとおり	0.3	既設		
佐保橋	既認可のとおり	0.2	既設		
法蓮仲町	既認可のとおり	0.4	既設		
鴻ノ池	既認可のとおり	0.3	既設		
市営球場	既認可のとおり	0.4	既設		
法蓮佐保山三丁目	既認可のとおり	0.4	既設		
奈保町	既認可のとおり	0.4	既設		
奈保山御陵	既認可のとおり	0.4	既設		
奈良阪町北	既認可のとおり	0.1	既設		
梅谷口	既認可のとおり	0.7	既設		
梅美台西	既認可のとおり	0.5	既設		
梅美台二丁目	既認可のとおり	0.5	既設		
下梅谷	既認可のとおり	0.4	既設		
宮ノ町	既認可のとおり	0.3	既設		
上梅谷	既認可のとおり	0.7	既設		
鶴原	既認可のとおり	0.4	既設		
高田西口	既認可のとおり	0.3	既設		
大木屋	既認可のとおり	0.3	既設		
浄瑠璃寺口	既認可のとおり	0.6	既設		
脇田	既認可のとおり	0.2	既設		
高田東口	既認可のとおり	0.2	既設		
京内橋	既認可のとおり	0.2	既設		
塚穴公園	既認可のとおり	0.3	既設		
南加茂台五丁目	既認可のとおり	0.5	既設		
南加茂台二丁目	既認可のとおり	0.4	既設		
南加茂台一丁目	既認可のとおり	0.6	既設		
加茂草畠	既認可のとおり	0.3	既設		
加茂駅(東口)	既認可のとおり				
合 計		(往)11.80 (復)11.80			30

停留所の名称・位置および区間キロ程

加茂線

(急行)加茂駅東口→梅美台二丁目→JR奈良駅西口系統

停留所名	位置	区間 キロ程 (km)	既設 の別 新設	停留所土 地所有者 名等	停留所 物件所 有者名
加茂駅(東口)	既認可のとおり	0.3	既設		
加茂草畠	既認可のとおり	0.6	既設		
南加茂台一丁目	既認可のとおり	0.4	既設		
南加茂台二丁目	既認可のとおり	0.5	既設		
南加茂台五丁目	既認可のとおり	0.3	既設		
塚穴公園	既認可のとおり	0.2	既設		
京内橋	既認可のとおり	0.2	既設		
高田東口	既認可のとおり	0.2	既設		
脇田	既認可のとおり	0.6	既設		
淨瑠璃寺口	既認可のとおり	0.3	既設		
大木屋	既認可のとおり	0.3	既設		
高田西口	既認可のとおり	0.4	既設		
鶴原	既認可のとおり	0.7	既設		
上梅谷	既認可のとおり	0.3	既設		
宮ノ町	既認可のとおり	0.4	既設		
下梅谷	既認可のとおり	0.5	既設		
梅美台二丁目	既認可のとおり	0.5	既設		
梅美台西	既認可のとおり	0.7	既設		
梅谷口	既認可のとおり	0.1	既設		
奈良阪町北	既認可のとおり	0.4	既設		
奈保山御陵	既認可のとおり	0.4	既設		
奈保町	既認可のとおり	0.4	既設		
法蓮佐保山三丁目	既認可のとおり	0.4	既設		
市営球場	既認可のとおり	0.3	既設		
鴻ノ池	既認可のとおり	0.4	既設		
法蓮仲町	既認可のとおり	0.2	既設		
佐保橋	既認可のとおり	0.3	既設		
内侍原町	既認可のとおり	0.25	既設		
近鉄奈良駅	既認可のとおり	0.45	既設		
油阪船橋商店街	既認可のとおり	0.3	既設		
大宮町一丁目	既認可のとおり	0.5	既設		
JR奈良駅西口	既認可のとおり				
合 計		(往)11.80			31

停留所の名称・位置および区間キロ程

加茂線

JR奈良駅西口～梅美台五丁目～南加茂台五丁目系統

停留所名	位置	区間 キロ程 (km)	既設 の別 新設	停留所土 地所有者 名等	停留所 物件所 有者名
JR奈良駅西口	既認可のとおり	0.5	既設		
大宮町一丁目	既認可のとおり	0.3	既設		
油阪船橋商店街	既認可のとおり	(往)0.5 (復)0.45	既設		
近鉄奈良駅	既認可のとおり	(往)0.2 (復)0.25	既設		
内侍原町	既認可のとおり	0.3	既設		
佐保橋	既認可のとおり	0.2	既設		
法蓮仲町	既認可のとおり	0.4	既設		
鴻ノ池	既認可のとおり	0.3	既設		
市営球場	既認可のとおり	0.4	既設		
法蓮佐保山三丁目	既認可のとおり	0.4	既設		
奈保町	既認可のとおり	0.4	既設		
奈保山御陵	既認可のとおり	0.4	既設		
奈良阪町北	既認可のとおり	0.1	既設		
梅谷口	既認可のとおり	0.7	既設		
梅美台西	既認可のとおり	0.3	既設		
関西光量子科学研究所	既認可のとおり	0.25	既設		
梅美台小学校	既認可のとおり	0.25	既設		
梅美台七丁目	既認可のとおり	0.3	既設		
梅美台五丁目	既認可のとおり	0.7	既設		
梅美台三丁目	既認可のとおり	0.5	既設		
下梅谷	既認可のとおり	0.4	既設		
宮ノ町	既認可のとおり	0.3	既設		
上梅谷	既認可のとおり	0.7	既設		
鶴原	既認可のとおり	0.4	既設		
高田西口	既認可のとおり	0.3	既設		
大木屋	既認可のとおり	0.3	既設		
浄瑠璃寺口	既認可のとおり	0.6	既設		
脇田	既認可のとおり	0.2	既設		
高田東口	既認可のとおり	0.2	既設		
京内橋	既認可のとおり	0.2	既設		
塚穴公園	既認可のとおり	0.3	既設		
南加茂台五丁目	既認可のとおり		既設		
合 計		(往)11.30 (復)11.30			32

運行系統略図

(新)

